

研究テーマ『家電リサイクル法の有効性～その判断材料の提示』

(1) 法律の概要

家電リサイクル法とは

- (a) 家電リサイクル法の概要
- (b) 各主体の責務・役割
- (c) 廃家電の流れ

対象品目の決定～ 4 要件

再商品化率の決定～ 素材構成比と歩留まり率

- (a) 式
- (b) 各品目の素材構成

(2) 法施行後の状況

引取台数

不法投棄

- (a) 毎月の状況
- (b) 昨年との比較

再商品化（処理費用と再商品化率）

(3) 現状の分析

分析の対象

不法投棄

回収状況

- (a) 回収率の算定
- (b) 経済産業省の費用便益分析
- (c) 海外の概念の導入

再商品化（処理費用と再商品化率）

- (a) 現在の処理費用と今後の動向（仮）
- (b) 処理費用と再商品化率
- (c) 再商品化率の失敗

(4) その他

EU との比較

- (a) 処理費用～オランダとの比較
- (b) 対象品目～WEEE との比較

フロン～断熱材フロンを回収すべきか

(5) 結論

(3) 現状の分析

分析の対象 ~ 『回収されなくては再商品化が成り立たない、回収した以上は有効に再商品化を行わなければならない』

不法投棄 ~ 「不法投棄は特に大きな問題か？」

回収状況

(a) 回収率の算定

- 1) 回収率 = 引取台数 / 廃棄台数 「いかに分母を求めるか」
- 2) 廃棄台数の推定 過去2年の出荷台数と推定廃棄台数より推定(夏合宿 ver.)
これだけでは不正確(2001年3月の駆け込み排出の存在)
3月の売上増加分から、先行廃棄された台数を推定(増加分 = 買い替え増加分)

4 ~ 8月 推定廃棄台数: 871万台 引取台数: 378万台

3月 売上増加分(1対1買い替えと仮定): 164万台

回収率: $\{378 / (871 - 164)\} \times 100 = 53.5\%$

(海外中古分 = 「回収不要」と考えた場合には回収率 = 77%に)

(b) 経済産業省の費用便益分析

費用: (事業者) 232億500万円

便益: (地方公共団体) 354億7400万円 + (資源節約効果) 26億9400万円

純便益 約150億円

他にフロン回収破壊による便益700億円(517万4000台分)

問題点『純便益が出てれば良い訳ではない!』

- 1) 海外流出の概念が含まれていない
- 2) 浮いた地方税の使い道

(c) 海外の概念の導入「どうするか」

- : 回収率や費用便益分析に関して、海外流出にも注目する必要有り
(例) 2種類(国内のみ or 国内&海外)の回収率、費用便益分析
- : 有害物質の使用に関して見直し
(例) EUのRoHS指令と家電リサイクル法の比較
- : 浮いた地方税 使途を明確にすべき

再商品化

(a) 現在の処理費用と今後の動向(仮)

- 1) 現在の処理費用 一律だが見えない競争は存在
- 2) (今後の動向) 値下げ競争はすぐには始まらない?

当面は再商品化率引き上げによって、見えない競争を促進する事ができるのではないか

(b) **処理費用と再商品化率**

1 台につき 500 円分処理費用が低下した際に、値下げをすべきか、再商品化率を引き上げるべきか。

再商品化率引き上げ プラスチックリサイクル

マテリアルリサイクルやサーマルリサイクル、フィードストックリサイクルその他を含めて幅広く検討すべき

(c) **再商品化率の失敗**
